

# 第2次青森県再犯防止推進計画の概要

## ● 計画策定の趣旨

- ・令和3年6月に策定した「青森県再犯防止推進計画」の期間中、本県の再犯者数はほぼ横ばい。  
→関係機関と連携した取組が重要。
- ・国の第二次再犯防止推進計画を踏まえ、「地域による包摂」を進めるため本計画を策定。

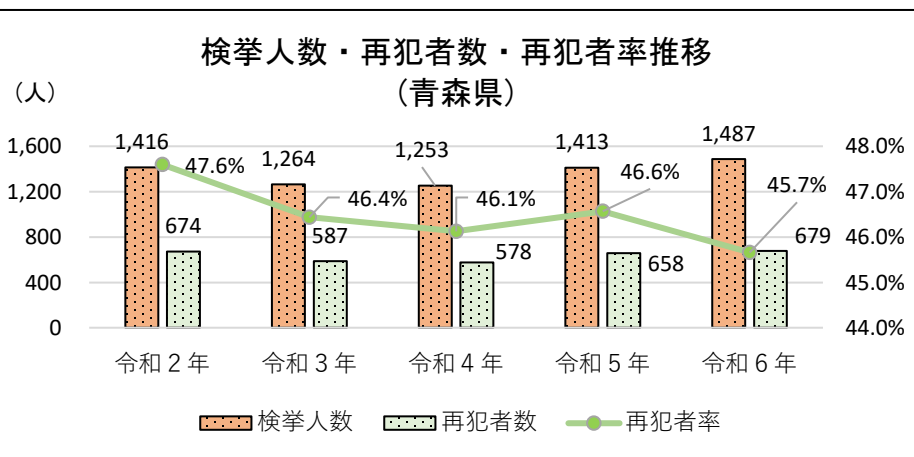
## ● 基本方針

国第二次計画を踏まえ、以下の重点課題に取り組む。

- ①地域による包摂の促進に向けた国・市町村・民間団体等との連携による支援体制の整備
- ②就労の確保 ③住居の確保
- ④保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ⑤非行防止活動及び学校等と連携した修学支援
- ⑥民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

## ● 計画の位置付け

- ・再犯防止推進法に定める地方再犯防止推進計画



## ● 目標

青森県再犯防止推進計画で設定した再犯者数の減少を引き続き目指すとともに、政府目標を踏まえ、再入者数の減少と再入者率の低下等を目指すこととする。  
(令和11年における再犯者数、再犯者率、新受刑者(犯行時の居住地が青森県内の者)中の再入者数及び再入者率をそれぞれ次の基準値より減少・低下させる。)

<基準値：令和2年～6年の平均値>

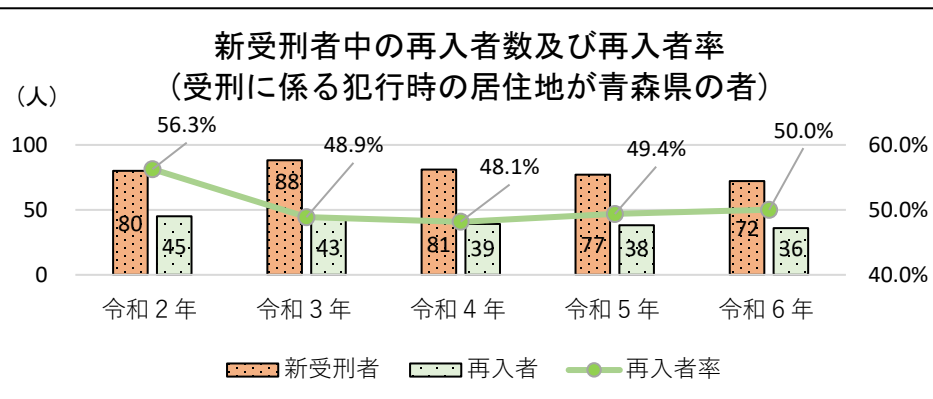
- ・再犯者数…刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反等を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者。
- ・再犯者率…刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合。
- ・再入者数…受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者の数。
- ・再入者率…新受刑者数に占める再入者数の割合。

## ● 本計画のポイント

- ・地域による包摂を進めるため、市町村(会議・研修会開催)や、犯罪をした者等およびその家族(相談窓口の開設)への支援を進める。

## ● 計画期間

- ・令和8年度～令和12年度(5年間)



# 計画期間中に取り組む主な施策

## 1 地域による包摂の促進に向けた国・市町村・民間団体等との連携による支援体制の整備

- 県の取組
  - ・「青森県再犯防止推進委員会」の開催
  - ・市町村間の情報共有のための会議や研修会の実施を継続
  - ・青森県再犯防止相談窓口の設置
- 関係機関の取組
  - ・都道府県刑務所出所者等就労支援事業協議会の開催
  - ・市町村地域再犯防止推進計画の策定

## 2 就労の確保

- 県の取組
  - ・県の建設工事競争入札参加資格審査での加点措置を継続
  - ・暴力団離脱に向けた支援と暴力団離脱出所者の就労に向けた支援を継続
  - ・職業能力開発校での職業訓練や資格取得の支援など、早期の就労に向けた支援を継続
- 関係機関の取組
  - ・協力雇用主の募集、登録の実施

## 3 住居の確保

- 県の取組
  - ・住居に困窮している犯罪をした者等が県営住宅へ入居を希望する際の配慮を引き続き検討
  - ・住宅確保要配慮者居住支援法人との連携による円滑な確保を継続
- 関係機関の取組
  - ・犯罪をした者等のうち、住宅確保要配慮者に該当する者に対して、賃貸住宅に関する情報提供及び相談を実施

## 4 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- 県の取組
  - ・青森県地域生活定着支援センターにおける支援を継続
  - ・保健所、県立精神保健福祉センターへの薬物に関する相談窓口開設を継続
- 関係機関の取組
  - ・薬物等依存症に関する課題を共有し、対応する方法を検討するため、医療機関を中心とした協議会を開催

## 5 非行防止活動及び学校等と連携した修学支援

- 県の取組
  - ・ボランティアと連携し、修学に問題を抱えた少年への学習支援を継続
  - ・「高等学校等就学支援金制度」や「学び直し支援金制度」等による刑務所等を出所した者に対する学習支援を継続
  - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒やその保護者等への支援を継続
- 関係機関の取組
  - ・保護司と学校等との日常的な連携や協力体制の構築

## 6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

- 県の取組
  - ・更生保護活動の紹介、犯罪をした者等の人権啓発強化を継続
  - ・国や市町村、民間団体と連携し、県の広報媒体を活用した広報を継続
- 関係機関の取組
  - ・“社会を明るくする運動”を展開するとともに、保護司会、BBS会、更生保護女性連盟及び協力雇用主等の民間協力者団体の活動を支援

県民が犯罪被害にあうことなく、安全で安心して暮らせる社会の実現